

3. 平成17年度決算に基づく社員配当金例示

平成17年度決算に基づく社員配当金を当社「定期付終身保険」等について例示しますと次のとおりです。

毎年配当タイプの場合

定期付終身保険の場合

〔例1〕

契約年齢35歳・65歳払込満了・年払・男性・15年更新型・平準払込方式
死亡保険金 保険料払込中 5,000万円・保険料払込満了後 200万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成10年度 (8年)	円 232,970	円 15,910	円 50,015,990
9年度 (9年)	232,970	15,990	50,016,550
8年度 (10年)	232,970	16,550	50,084,090
7年度 (11年)	238,116	81,710	50,013,470
6年度 (12年)	238,116	13,470	50,015,190

(注) 1. 「死亡時の受取金額」欄は、契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。
2. ()内の経過年数は、平成18年度の契約応当日における経過年数です。

新種特別養老保険の場合

〔例2〕

契約年齢35歳・保険期間30年・年払・男性
保険金 100万円

契約年度 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金	満期・死亡時の受取金額 [保険金+配当金]
平成8年度 (10年)	円 27,979	円 0	(死亡) 円 1,000,000
3年度 (15年)	20,328	0	(死亡) 1,000,000
昭和61年度 (20年)	20,760	0	(死亡) 1,000,000
56年度 (25年)	22,550	0	(死亡) 1,003,200
51年度 (30年)	23,800	-	(満期) 1,038,500

(注) 1. 「満期・死亡時の受取金額」欄は、満期または契約応当日以降死亡の場合の受取金額を示します。
2. ()内の経過年数は、平成18年度の契約応当日における経過年数です。

5年ごと利差配当タイプの場合

定期付終身保険の場合

〔例3〕

契約年齢35歳・65歳払込満了・年払・男性・10年更新型・平準払込方式
死亡保険金 保険料払込中 5,000万円・保険料払込満了後 200万円

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成8年10月1日 (10年)	円 207,272	円 58,920

(注)()内の経過年数は、平成18年度の契約応当日における経過年数です。

更新型終身移行保険の場合

〔例4〕

契約年齢35歳・65歳指定年齢・年払・男性
死亡保険金5,000万円・生存給付金30万円

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成13年4月2日 (5年)	円 178,523	円 4,132

(注)()内の経過年数は、平成18年度の契約応当日における経過年数です。

終身保険の場合

〔例5〕

契約年齢35歳・65歳払込満了・年払・男性・平準払込方式
死亡保険金 1,000万円

契約日 (経過年数)	年払保険料	継続中の契約の 配当金
平成8年10月1日 (10年)	円 200,440	円 0
平成13年4月2日 (5年)	円 263,600	円 1,800

(注)()内の経過年数は、平成18年度の契約応当日における経過年数です。

前記の配当金は、以下のとおりとなっています。

毎年配当タイプの場合

次の a、b、c の合計額です。

- a . 危険保険金に被保険者の年齢、性別および予定死亡表の区別に応じた配当率を乗じた額（危険差配当）
- b . 保険金に次の配当率（保険金100万円につき）を乗じた額（費差配当）

昭和51年度契約	1,850 円
昭和56年度契約	1,200 円
昭和61年度契約	800 円
平成3年度契約	450 円
平成6,7年度契約	250 円
平成8,9,10年度契約	定期特約部分 100 円 養老・終身保険部分 250 円

なお、5年以上継続した契約（死亡時の配当金については、4年以上継続した契約）に対しては、総保険金額が2,000万円を超える部分について保険金額100万円につき225円加算します。
また、配当回数5回目以降5回目ごと（配当回数5回目、10回目、15回目 ……）に、総保険金額2,000万円超の契約（前記の契約例の場合、[例1]の継続中の契約の配当金の欄の平成7年度契約および死亡時の受取金額の欄の平成8年度契約）については、2,000万円を超える部分に対して保険金額100万円につき2,250円を加算します。（「5年ごと加算配当」）

- c . 責任準備金に次の配当率を乗じた額（利差配当）

昭和51,56年度契約	3.75 %
昭和61年度契約	4.25 %
平成3年度契約	4.25 %
平成6,7年度契約	2.10 %
平成8,9,10年度契約	1.10 %

なお、a、b、cの合計額（特約を含む）がマイナスになるときは、零とします。

5年ごと利差配当タイプの場合

5年ごと利差配当タイプの配当の仕組みは、毎年配当タイプとは異なり、ご契約後6年目から5年ごとに配当金をお支払いします。平成18年度には、平成8年度および平成13年度にご加入いただいたご契約が5年ごとの配当金の支払時期を迎えます。

配当金は、5年ごとに通算した資産の運用状況から生じる利差配当と5年ごと加算配当および5年ごと健康配当を合計（特約を含む）して算出します。なお、合計額がマイナスとなる場合は、零とします。

「5年ごと加算配当」・・・平成8年10月以降平成11年3月以前の総保険金額2,000万円超のご契約（前記の契約例の場合、[例3]の契約）について、経過5年ごとに、2,000万円を超える部分の保険金額に、保険金額100万円につき2,250円を乗じた額

「5年ごと健康配当」・・・危険保険金に被保険者の年齢、性別の区別に応じた配当率を乗じた額

<参考>

1. 平成17年度決算に基づく社員配当率の概要は次のとおりです。

(1) 個人保険・個人年金保険の社員配当率

利差配当率を一部のご契約について引き上げ、また、毎年配当タイプの危険差配当を引き上げるとともに、5年ごと利差配当タイプに「5年ごと健康配当」を新設しました。

費差配当は、前年度の基準どおり据置としました。

この結果、死亡保障性の強い高額の定期付終身保険や更新型終身移行保険等のご契約では、配当金のお支払いがありますが、養老保険等の貯蓄性の強いご契約では、多くのご契約で配当金が零となります。

(2) 団体年金保険については、平成17年度の資産運用実績を反映した結果、予定利率が

0.75%の商品および予定利率が1.25%で解約調整金のある商品については、利差配当率を1.15%とし、予定利率が1.25%で解約調整金のない商品については利差配当率を0.33%としました。なお、有期利率保証型確定拠出年金保険は、配当金を零としております。

2. 今年度にお支払いする配当金を前年度以前にお支払いした配当金とともに例示すると以下のとおりです。(毎年配当タイプの場合)

(1) 定期付終身保険(25倍型)・契約年齢35歳・65歳払込満了・年払・男性

15年更新型・平準払込方式

死亡保険金 5,000万円(保険料払込期間中)

200万円(保険料払込満了後)の場合

契約年度 (経過年数)	年払保険料	平成14年度に お支払いした 配当金	平成15年度に お支払いした 配当金	平成16年度に お支払いした 配当金	平成17年度に お支払いした 配当金	平成18年度に お支払いする 配当金
平成10年度 (8年)	円 232,970	円 10,240	円 16,630	円 (* 37,230)	円 12,850	円 15,910
9年度 (9年)	232,970	16,630	(* 37,230)	12,850	13,430	15,990
8年度 (10年)	232,970	(* 37,230)	12,850	13,430	13,490	16,550
7年度 (11年)	238,116	16,430	16,290	15,130	13,430	(* 81,710)
6年度 (12年)	238,116	16,290	15,130	13,430	(* 79,230)	13,470

(2) 新種特別養老保険・契約年齢35歳・保険期間30年・年払・男性

保険金100万円の場合

契約年度 (経過年数)	年払保険料	平成14年度に お支払いした 配当金	平成15年度に お支払いした 配当金	平成16年度に お支払いした 配当金	平成17年度に お支払いした 配当金	平成18年度に お支払いする 配当金
昭和61年度 (20年)	円 20,760	円 0	円 0	円 0	円 0	円 0
51年度 (30年)	23,800	0	0	0	0	(満期時) 38,500

(注) 1. ()内の経過年数は、平成18年度の契約応当日における経過年数です。

(注) 2. (*)を付した配当金には、「5年ごと加算配当」を含みます。

(注) 3. 満期時にお支払いする配当金には、特別増加保険金を含みます。